

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表二件

福島県監査委員

監査公表第17号

令和8年4月3日監査公表第6号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年6月12日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

7財第3050-2号
令和8年3月25日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

様

福島県知事 内堀雅雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和8年2月9日付け7福監第520号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 監査対象機関 県北農林事務所
監査対象年度 令和6年度
監査実施年月日 令和7年10月23日

指摘・勧告事項	措置状況
「指摘事項」	（原因）

契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

平成23年1月11日から令和3年3月23日までに公用車16台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

年 度	金 額
平成22年度	4,035円
平成23年度	20,175円
平成24年度	54,810円
平成25年度	61,200円
平成26年度	62,880円
平成27年度	62,880円
平成28年度	64,190円
平成29年度	81,220円
平成30年度	121,830円
令和元年度	220,080円
令和2年度	46,530円
令和3年度	76,500円
令和4年度	91,800円
令和5年度	114,000円
令和6年度	52,800円
計	1,134,930円

「是正又は改善の意見」

契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

当該カーナビゲーションシステム16台については、一覧表の管理のみで現物の確認をしておらず、テレビ放送受信機能があることを認識できていなかった。

(処理状況)

1 令和7年4月23日、同年7月4日主管課からの照会により、公用車に搭載している全てのカーナビゲーションシステムの現物確認を行い、テレビ放送受信機能を有する公用車の台数を回答、同年10月21日に受信料の未払金額を主管課経由で総務部総務課へ報告し、総務課において全ての未払分を令和8年3月19日に支払った。

2 併せて、テレビ放送受信機能付きカーナビゲーションシステム25台全てについて、令和8年1月に23台、同年2月に2台、テレビ受信機能の無効化処理を行った。

(今後の対応)

新たに公用車を取得する場合は、テレビ放送受信機能がない車両を購入し、カーナビゲーションシステムを後付けで設置する場合も受信機能がない機種を購入する。

- 2 監査対象機関 相双農林事務所
- 監査対象年度 令和6年度
- 監査実施年月日 令和7年11月6日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																
<p>「指摘事項」</p> <p>契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>平成30年3月19日から令和5年2月17日までに公用車12台に設置したカーナビゲーションシステム及び平成23年9月12日に購入した携帯電話7台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>9,415円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>15,300円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>20,960円</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	金 額	平成23年度	9,415円	平成24年度	15,720円	平成25年度	15,300円	平成26年度	15,720円	平成27年度	15,720円	平成28年度	15,720円	平成29年度	20,960円	<p>(原因)</p> <p>テレビ放送を受信できることを認識していなかったため。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 令和7年4月23日 農林総務課が、総務部総務課に受信契約を締結していない機器について確定報告した。</p> <p>2 令和7年8月27日 農林総務課より、農林総務課が受信料の未払いについて、一括して対応した旨の通知を受けた。</p> <p>3 併せて、カーナビゲーションシステムのテレビ受信機能の無効化が可能な機器6台は、令和8年2月までに無効化処理を行った。 他の6台は、カーナビゲーションシステムの他の機能に影響し、テレビ受信機能の無効化が困難であるため、受信契約を継続する。</p>
年 度	金 額																
平成23年度	9,415円																
平成24年度	15,720円																
平成25年度	15,300円																
平成26年度	15,720円																
平成27年度	15,720円																
平成28年度	15,720円																
平成29年度	20,960円																

平成30年度	81,220円	4 携帯電話7台については、令和8年1月6日付けの法人甲からの文書により受信契約が不要であることが判明した。 (今後の対応)
令和元年度	94,320円	
令和2年度	94,335円	
令和3年度	107,100円	
令和4年度	118,575円	
令和5年度	185,250円	
令和6年度	171,600円	
計	960,955円	1 新たに公用車を取得する場合は、テレビ放送受信機能がない車両を購入し、カーナビゲーションシステムを後付けで設置する場合も受信機能がない機種を購入する。
「是正又は改善の意見」		2 毎年、担当者及び管理職員が、保有するカーナビゲーションシステムのテレビ放送受信状況について確認を行うことでチェック体制を強化し、適切に機器の管理を行っていく。
契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。		

3 監査対象機関 農業総合センター
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和8年1月13日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																																		
<p>「指摘事項」 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成23年2月4日から令和6年10月31日までに公用車14台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>金 額</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,690円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>16,140円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>15,300円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>18,340円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>32,750円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>47,160円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>57,640円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>72,050円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>83,925円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>154,275円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>168,300円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>177,600円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,042,610円</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成22年度	2,690円	平成23年度	16,140円	平成24年度	15,720円	平成25年度	15,300円	平成26年度	15,720円	平成27年度	18,340円	平成28年度	32,750円	平成29年度	47,160円	平成30年度	57,640円	令和元年度	72,050円	令和2年度	83,925円	令和3年度	154,275円	令和4年度	168,300円	令和5年度	177,600円	令和6年度	165,000円	計	1,042,610円	<p>(原因) 管理換えを受けた公用車(13台)及びリース車(1台)に設置してあったカーナビゲーションシステムにテレビ受信機能があることを認識していなかったため。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 令和7年7月末までに法人甲との確認調整を終え、未払い金額が確定した分については、農林総務課を通して、令和7年8月29日に総務部総務課から法人甲へ支払済み。</p> <p>2 上記1以外の支払については、農林総務課を通して、総務部総務課が法人甲と確認調整を進め、総務部総務課において令和8年3月19日に支払った。</p> <p>3 リース車1台以外の全ての公用車については、令和8年1月末までにカーナビゲーションシステムの撤去、テレビ受信機能の無効化及びテレビ放送を受信しないカーナビゲーションシステムへの買換えを行い、受信契約の解除と撤去等後の受信料の返金依頼を行った。</p> <p>4 リース車1台については、単年度契約のため、3月分まで支払予定。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>1 公用車の管理換えを希望する際や、リース契約を締結する際は、あらかじめ契約相手方へカーナビゲーションシステムにテレビ受信機能がないものを指定することとする。</p> <p>2 毎年、担当者及び管理職員が、保有するカーナビゲーションシステムのテレビ放送受信状況について確認を行うことでチェック体制を強化し、適切に機器の管理を行っていく。</p>
年 度	金 額																																		
平成22年度	2,690円																																		
平成23年度	16,140円																																		
平成24年度	15,720円																																		
平成25年度	15,300円																																		
平成26年度	15,720円																																		
平成27年度	18,340円																																		
平成28年度	32,750円																																		
平成29年度	47,160円																																		
平成30年度	57,640円																																		
令和元年度	72,050円																																		
令和2年度	83,925円																																		
令和3年度	154,275円																																		
令和4年度	168,300円																																		
令和5年度	177,600円																																		
令和6年度	165,000円																																		
計	1,042,610円																																		

- 4 監査対象機関 会津若松建設事務所
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年11月18日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 委託料の支出事務及び支払時期に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 道路除雪（凍結抑制）業務の委託料について、令和6年2月分及び3月分の請求書の単価が誤っていることに気付かず、支払ったため、令和6年6月3日に不足額を過年度支出している。</p> <p>正当支払額 2,079,424円 誤支払額 1,212,959円 不足額 866,465円</p> <p>「是正又は改善の意見」 委託料の支出事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>(原因) 担当者、主任主査及び総務課長は、請求書の単価について、1月分請求時には正しい単価が記載されていたため、2月分及び3月分についても正しい単価により請求されていると思い込み、十分な確認をせずに支出手続を行ってしまった。</p> <p>(処理状況) 令和6年6月3日に、不足額を支払った。</p> <p>(今後の対応) 支出手続の際には、支出命令書に契約書の写しを添付し、契約単価と請求書に記載の単価について、担当者、主任主査及び総務課長による複数でのチェックを徹底する。</p>

- 5 監査対象機関 富岡土木事務所
 監査対象年度 令和6年度、令和7年度
 監査実施年月日 令和7年11月27日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が機能しておらず、契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和7年度の道路維持補修業務委託等15件について、組織内のチェック体制が整っていなかったため、当該業務の前年度の設計書データを用いて予定価格調書を作成し見積合わせを行っていたことが契約の相手方を決定した後、その決定を取り消している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 契約事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務課の担当者は、業務課で作成した令和7年度の設計書データから単価・数量を予定価格の資料に転記し、作成すべきところ、十分に確認せず、令和6年度の設計書データにある単価・数量を転記してしまった。 2 見積書の提出依頼の決裁時に、予定価格の資料の単価や数量について、副担当や管理職員が十分にチェックしていなかった。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年5月14日 15件分の再見積合わせを実施した。 2 令和7年5月20日～30日 15件分の契約を締結した。 <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務課作成の設計書データを転記しなくても済むようプログラムを改修し、最新の単価・数量であることを確認した上で、予定価格の資料を作成する。 2 契約関係書類の確認については、それぞれの職層に応じたチェック項目を明確にした上で、必ず副担当や管理職員がチェックを行うこととする。

- 6 監査対象機関 相双建設事務所
 監査対象年度 令和6年度

監査実施年月日 令和7年12月2日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、正当な契約の相手方以外の者と契約しているものがある。</p> <p>「事実」 橋梁上部工事の設計について、資材単価を誤って設計書を作成し入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが着工後に判明したことから、令和7年8月26日付けで、同工事に係る契約のうち架設工事を取りやめ、橋梁上部の製作のみに変更している。</p> <p>工事名 河川海岸改良（改良）工事（橋梁上部）</p> <p>工事内容 橋梁上部工</p> <p>契約年月日 令和7年1月14日</p> <p>正設計額 204,690,200円</p> <p>誤設計額 210,995,400円</p> <p>過大設計額 6,305,200円</p> <p>「是正又は改善の意見」 設計額の積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資材の一部について、1 m²単位の単価にすべきところ、誤って10 m²単位の単価を入力し積算してしまった。 2 入力された単価の誤りについて検算者が見落とした。 <p>（処理状況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年5月27日 受注者との打合せ時に積算誤りを確認した。 2 令和7年7月16日～22日 受注者及び入札参加者へ謝罪した。 3 令和7年8月26日 同工事に係る契約のうち架設工事を取りやめ、橋梁上部の製作のみに変更する契約を締結した。 <p>（今後の対応） 設計書の作成について、以下のとおり対応する。 複数チェックにより、設計書と算出根拠の突き合わせを徹底するとともに、検算者の役割を分担し、手入力などミスが多い箇所については集中的に確認を実施する。</p>

- 7 監査対象機関 いわき建設事務所
 監査対象年度 令和6年度
 監査実施年月日 令和7年12月25日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計書に記載誤りがあり、契約を解除しているものがある。</p> <p>「事実」 都市公園管理委託業務の閲覧設計書について、点検に係る見積単価の記載を誤り、正しく積算した場合に契約の相手方が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。</p> <p>工事名 都市公園管理業務委託（公園管理）</p> <p>工事内容 公園管理業務</p> <p>正見積単価 193,300円</p> <p>誤見積単価 193,000円</p> <p>契約年月日 令和7年4月1日</p> <p>解除年月日 令和7年5月19日</p> <p>「是正又は改善の意見」 設計書の作成に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>（原因） 閲覧設計書に、当該業務委託に係る見積単価のみを抽出した一覧表を添付したが、その際、タイヤショベル点検1式の単価を193,300円と入力すべきところ、誤って193,000円と入力してしまった。</p> <p>（処理状況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年5月12日～14日 事業者甲及び見積合わせ参加者に対し、閲覧設計書の誤り等の経緯を説明し謝罪した。 2 令和7年5月19日 事業者甲に契約解除通知書を手交した。 3 令和7年5月27日 改めて見積合わせを実施した。 4 令和7年5月30日 事業者乙と契約を締結した。 <p>（今後の対応） 閲覧設計書の単価一覧表の作成におい</p>

	<p>ては、積算者、検算者による確認をより一層徹底する。 また、所内の課長会議で情報共有し、同様のミスが発生しないよう注意喚起を行い、再発防止の徹底を図っていく。</p>
<p>「指摘事項」 設計図書に記載誤りがあり、契約を解除しているものがある。 「事実」 舗装工事の設計図書のうち図面及び特記仕様書の項目名を誤り、正しい設計図書で公告した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。 工事名 地域づくり交流促進（元気）工事（舗装） 工事内容 舗装工 正項目名 道路鋳新設 誤項目名 道路鋳撤去再設置 契約年月日 令和7年7月4日 解除年月日 令和7年10月30日 「是正又は改善の意見」 設計図書の作成に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>（原因） 道路付属物工において、設計書には「道路鋳新設」と表記していたが、特記仕様書及び図面には誤って「道路鋳撤去再設置」と表記し、設計図書に不整合が生じた。 また、調査基準価格を下回った入札参加者の見積書を確認したが、設計書の誤りに気付くことができなかった。 （処理状況） 1 令和7年10月3日 事業者甲に対して、設計図書の誤りの経緯を説明した。 2 令和7年10月30日 事業者甲に契約解除通知書を手交し謝罪した。 また、入札参加者に対して、設計図書の誤りの経緯を説明し謝罪した。 3 令和7年12月3日 改めて公告を実施した。 4 令和8年2月12日 事業者乙と契約を締結した。 （今後の対応） 設計書、特記仕様書及び図面の記載内容について、積算者、検算者による確認をより一層徹底する。 また、調査基準価格を下回った入札参加者があった場合は、入札参加者の見積書と設計書の相違について原因を特定するなど、チェック体制の一層の強化を図る。 さらに、所内の課長会議で情報共有し、同様のミスが発生しないよう注意喚起を行い、再発防止の徹底を図っていく。</p>

8 監査対象機関 県中建設事務所
監査対象年度 令和6年度
監査実施年月日 令和8年1月8日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 平成25年10月11日から令和6年3月29日までに公用車12台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、令和6年度時点で、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p>	<p>（原因） 対象の公用車に設置しているカーナビゲーションシステムではテレビ機能を使用していなかったため、担当者、上席者共にテレビ放送を受信できることを認識しておらず、受信料を支払うべき正確な契約数を把握していなかった。 （処理状況） 令和7年11月28日までに、対象公用車のカーナビゲーションシステムからテレビチューナーを外す処置を施し、テレビ</p>

年 度	金 額	チューナーが外せない機種についてはテレビ機能が付いていないカーナビゲーションシステムを購入し、入替えを行った。
平成25年度	7,650円	対象公用車のカーナビゲーションシステムのテレビ放送受信契約の解約手続を令和7年12月9日までに完了した。
平成26年度	15,720円	(今後の対応)
平成27年度	18,340円	担当者、上席者はカーナビゲーションシステムのテレビ機能の有無、使用状況の確認を徹底し、テレビ放送受信契約の状況を一覧表で管理の上、土木総務課からの毎年度の契約件数照会では、契約件数の漏れがないよう回答する。
平成28年度	35,370円	また、公用車のカーナビゲーションシステムを更新する場合は、テレビ機能の付いていない機種を選定し購入、設置する。
平成29年度	86,460円	
平成30年度	110,040円	
令和元年度	136,240円	
令和2年度	139,590円	
令和3年度	137,700円	
令和4年度	137,700円	
令和5年度	130,450円	
令和6年度	157,300円	
計	1,112,560円	

「是正又は改善の意見」
 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(監査総務課)

監査公表第18号

令和8年4月24日監査公表第10号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年6月12日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子
 8 教財 第 6 9 号
 令和8年4月14日

福島県監査委員 佐藤 政 隆
 福島県監査委員 大場 秀 樹 様
 福島県監査委員 渡辺 仁
 福島県監査委員 阿部 寿 子

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和8年3月17日付け7福監第611号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 福島東高等学校
 監査対象年度 令和6年度、令和7年度
 監査実施年月日 令和8年2月26日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、職員手当及び報償費等の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、特殊勤務手当において支給の過不足が生じているものや、報償費等の支払が遅延しているものがある。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は、以下のとおりである。</p> <p>1 特殊勤務手当 手当の未払いが判明後、勤務の振替等の事実確認を行う必要があったため、時間を要した。</p> <p>さらに、担当職員が出勤簿と手当の実績等の突合及び整理をせずに実績日数を入力した。</p>

- 1 特殊勤務手当
 令和6年度に教育業務連絡指導手当の未払いが判明していたにもかかわらず、令和8年1月22日の調査日時点で支給されていない。
 また、令和5年度及び令和6年度の教員15名分の教育業務連絡指導手当等について、勤務日数算定誤り等により過支給又は不足支給となっているものがある。
- | | | |
|-------|------------|-----|
| 令和5年度 | | |
| 正当支給額 | 293,500円 | |
| 既支給額 | 299,100円 | |
| 過支給額 | 5,600円 | 2名分 |
| 正当支給額 | 1,231,100円 | |
| 既支給額 | 1,176,100円 | |
| 不足額 | 55,000円 | 5名分 |
| 令和6年度 | | |
| 正当支給額 | 591,100円 | |
| 既支給額 | 599,100円 | |
| 過支給額 | 8,000円 | 2名分 |
| 正当支給額 | 1,152,200円 | |
| 既支給額 | 1,126,500円 | |
| 不足額 | 25,700円 | 6名分 |
- 2 報償費等
- (1) 令和6年度進路講演会に係る講師1名分の報償費及び講師2名分の旅費について、講演会終了後、速やかに支払うべきところで、4か月以上経過して支払っている。
 実施日 令和6年6月12日、同年12月4日
 支払日 令和7年3月14日、同年4月23日
 報償費額 9,300円
 旅費額 13,800円
- (2) 令和6年度健康科学講座に係る講師2名分の報償費及び旅費について、講座終了後、速やかに支払うべきところで、9か月以上経過して支払っている。
 実施日 令和6年7月3日
 支払日 令和7年4月22日
 報償費額 18,600円
 旅費額 200円
- (3) 令和6年度分野別講演会に係る講師2名分の報償費及び講師1名分の旅費について、講演会終了後、速やかに支払うべきところで、5か月以上経過して支払っている。
 実施日 令和6年7月17日、同年11月7日
 支払日 令和7年4月11日
 報償費額 56,600円
 旅費額 22,290円
- (4) 令和6年度総合探究「さまざまな職業人に聞く」講座に係る講師1名分の報償費及び講師2名分の旅費に

また、管理職員が進捗管理を十分に
 行っていないかった。

- 2 報償費等
 担当職員が教員から依頼された報償費等の支払業務を先延ばしにした。
 また、管理職員が進捗状況を十分に確認していないかった。
 (処理状況)

- 1 特殊勤務手当
 令和8年3月12日
 過払い分について納入があったことを確認した。
 令和8年3月19日
 未払い分及び不足分について支払った。

- 2 報償費等
 令和7年4月
 職員間で報償費等について、実施後速やかな支払を徹底することを確認した。
 (今後の対応)
 今後は、以下のとおり対応する。

- 1 特殊勤務手当
 手当の実績確認については、ダブルチェックを行う。
 セルフチェック表に当該手当の支払項目を追加し、管理職員による確認を徹底して行い、遅延防止等を図る。
 担当職員及び管理職員による打ち合わせを行い、業務の円滑な進行に努める。

- 2 報償費等
 外部講師による講演会に係る報償費等の支払については、職員会議資料及び実施状況の確認を行い、実施主体の教員との情報共有の徹底を図る。
 セルフチェック表に外部講師の報償費等の支払項目を追加し、管理職員による確認を徹底して行い、遅延防止等を図る。
 担当職員及び管理職員による打ち合わせを行い、業務の円滑な進行に努める。

<p>ついて、講座終了後、速やかに支払うべきところ、5か月以上経過して支払っている。</p> <p>実施日 令和6年9月18日、同年11月20日</p> <p>支払日 令和7年4月11日、同月30日</p> <p>報償費額 9,300円</p> <p>旅費額 24,670円</p> <p>(5) 令和6年度3学年小論文講座に係る講師2名分の報償費及び旅費について、講座終了後、速やかに支払うべきところ、5か月以上経過して支払っている。</p> <p>実施日 令和6年9月18日、同年10月9日・16日</p> <p>支払日 令和7年4月11日</p> <p>報償費額 57,000円</p> <p>旅費額 48,550円</p> <p>「是正又は改善の意見」</p> <p>職員手当及び報償費等の支出に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織内の情報共有やチェック体制を強化すること。</p>	
---	--

- 2 監査対象機関 会津支援学校
 監査対象年度 令和6年度、令和7年度
 監査実施年月日 令和8年2月26日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																																				
<p>「指摘事項」</p> <p>扶助費の支給手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>特別支援教育就学奨励費について、支弁区分の決定に使用する課税情報を前年度のものを取り違えたため、過払い又は不足払いとなっているものがある。</p> <p>令和6年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">正当支給額</td> <td style="width: 10%;">1,927,703円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>2,974,011円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過支給額</td> <td>1,046,308円</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>正当支給額</td> <td>570,635円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>365,837円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>204,798円</td> <td>5件</td> </tr> </table> <p>令和7年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">正当支給額</td> <td style="width: 10%;">1,006,107円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>1,266,952円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過支給額</td> <td>260,845円</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>正当支給額</td> <td>277,310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>259,403円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>17,097円</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」</p> <p>扶助費の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	正当支給額	1,927,703円		既支給額	2,974,011円		過支給額	1,046,308円	20件	正当支給額	570,635円		既支給額	365,837円		不足額	204,798円	5件	正当支給額	1,006,107円		既支給額	1,266,952円		過支給額	260,845円	9件	正当支給額	277,310円		既支給額	259,403円		不足額	17,097円	3件	<p>(原因)</p> <p>今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者の知識不足及び前例踏襲により、取得すべき課税年度を誤認した。 2 管理職員等による組織的なチェックが行き届かなかった。 <p>(処理状況)</p> <p>令和8年1月20日</p> <p>令和6年度の支給不足額分について、支給手続を行い、同年2月6日支給済。</p> <p>令和8年1月26日</p> <p>令和6年度の過支給額分について、返納のための調定を行った。</p> <p>令和8年2月16日</p> <p>令和7年度の支給不足額分について、支給手続を行い、同年2月27日に支給済。</p> <p>また、令和7年度の過支給額分の一部(通常の支給と相殺する分)について、返納のための調定を行った。</p> <p>令和8年2月20日</p> <p>令和7年度の過支給額分のうち上記以外の残分について、返納のための調定を行った。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給事務に</p>
正当支給額	1,927,703円																																				
既支給額	2,974,011円																																				
過支給額	1,046,308円	20件																																			
正当支給額	570,635円																																				
既支給額	365,837円																																				
不足額	204,798円	5件																																			
正当支給額	1,006,107円																																				
既支給額	1,266,952円																																				
過支給額	260,845円	9件																																			
正当支給額	277,310円																																				
既支給額	259,403円																																				
不足額	17,097円	3件																																			

- については、以下のとおり対応する。
- 1 担当者は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」及び「特別支援学校特別支援教育就学奨励費事務の手引」の確認の徹底及び重要事項の確実な事務引継を行う。
 - 2 管理職員は、課税年度等確認すべき事項を追加したチェックリストにより、複数でのチェックを徹底する。

(監 査 総 務 課)